主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人及び弁護人龍前茂三郎の上告趣意(後記)について。

死刑が憲法にいわゆる残虐の刑に該当しないことは、当裁判所数次の判例の示す ところである。その余の論旨はいずれも刑訴四〇五条の上告理由に該当しない。ま た記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年六月二七日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
- kis	唯 —	村	谷	裁判官